

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(19) 農業農村整備事業 (汎用化の効果)	本省	—	63,319の内数	67,795の内数	4,476の内数	—
事案の概要	本事業は、水田や畑地の基盤整備 (区画整理、排水改良、汎用化、畑地化等) の取組を支援する。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業内容別の実施割合や事業実施後の作付動向

### 2. 水田の汎用化の実態や畑地化との比較

- 事業の採択に当たっては、事業における水稲等の作付計画が食料・農業・農村基本計画における生産量・作付面積の目標と整合的であることを前提とすべき。
- 農地集積率の達成要件 (現状5割) についても、食料・農業・農村基本計画の目標と整合的に少なくとも8割まで引き上げるべき。
- 本事業の実施後は定期的なフォローアップを必須とし、事業計画どおりに作付が実施されない地区に対しては、現場での助言・指導を強化すべき。それでも改善が見られない場合には、当該地区 (土地改良区等) の次期更新事業など補助事業の採択を留保することや、当該地区における飼料用米等の転作助成ほか営農支援事業の補助対象を見直すことなどを行うべき。
- 水稲を主とする基盤整備は合理的な範囲に限定し、水田の畑地化等を推進すべき。

## 反映の内容等

### 1. 事業内容別の実施割合や事業実施後の作付動向

### 2. 水田の汎用化の実態や畑地化との比較

- 採択前の審査時に、地区の営農計画と基本計画との整合性等を確認する仕組みを導入し、生産努力目標の達成に資する事業内容となるよう指導・助言する。
- 事業要件を横断的に点検し、水田及び畑 (麦・大豆等を作付けする畑) の集積要件について、8割に引き上げるよう統一的に見直す。
- 水稲単作に適した田の地形的条件等を指針として整理した上で、事業計画の策定段階で、水稲単作田や汎用田が合理的に計画されるよう指導・助言を行う。
- 水稲単作田における暗渠排水事業については、担い手への集積・集約に当たり排水改良が不可欠の場合等、合理的な理由がある場合に限定する。
- 事業完了後、事業実施主体から農林水産省へ地区内の水田作付状況を報告することとする。報告の内容が事業計画と乖離している場合は、畑作物の導入等について指導・助言を行い、それでもなお改善されない地区については、更新事業の新規採択を留保する。
- 飼料用米等の転作助成ほか営農支援事業の補助対象の見直しについては、フォローアップの状況を把握した上で必要な対応を検討する。

※上記については、令和6年度計画着手又は令和9年度着工地区 (令和5年度以前に計画着手した地区を除く。) から実施する。